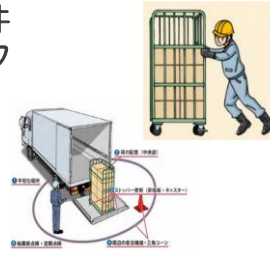


1 陸上貨物運送事業の荷役五大災害防止のポイント

道路貨物運送事業は令和4年の死傷者数が、前年比で12件から21件に急増しています（新型コロナウイルスを除く）。トラックの荷台やステップ等からの墜落・転落と転倒災害で、災害発生件数の半数を占めています。14次防では、荷役ガイドラインに取り組む陸上貨物運送事業場の割合を、今後5年間で45%以上とする目標を掲げています。ぜひ、安全基準の定期的な見直しをして安全作業に繋げるようお役立てください。



必ず保護帽を着用！



「荷役五大災害」防止のポイント（荷役ガイドラインと重複しています。）

- トラック・荷台等からの墜落・転落による災害
⇒ 作業場所の高さに関わらず、必ず保護帽を着用すること
- トラック・荷台等での荷崩れによる災害
⇒ 荷を積み込むとき、必ず積荷の状態を確認すること
- フォークリフト使用時における災害
⇒ フォークリフトの運転者や周囲の労働者は、定められたルール（作業計画等）に基づき適切に行動すること
- トラックの無人暴走による災害
⇒ トラックを降車するとき、必ず逸走防止措置（※）を行うこと
（※）逸走防止措置：①パーキングブレーキ、②エンジン停止、③ギアロック、④輪止め
- トラック後退時における災害
⇒ 後退誘導に係るルール（作業計画等）を定め、後方確認ができる場合にのみ、トラックを後退をさせること。

詳細はこちらに →



2 機械災害をなくしましょう。

調整作業・清掃作業時にご用心！！

災害原因

- ◎ 囲い、覆いなど安全対策に不備があった
- ◎ 掃除、調整等の作業時、機械を停止しなかった

安全対策

- ◎ 危険箇所には囲いやカバーを取り付けましょう。
 - ◎ 危険の見える化を行いましょ。
 - ◎ 機械の起動装置に鍵や看板の設置等を行いましょ。
 - ◎ 作業手順の安全教育を行いましょ。
- 作業手順を定め、掃除・調整作業を行う労働者に対して、「停止ボタンを押して機械の運転が停止したあとで、機械に錠をしてから作業させる」、等の安全教育を徹底しましょ。

「見える化」の例 看板の設置の例



3 STOP！転倒災害に取り組みましょ。

敦賀署管内では、特に、小売業、製造業、社会福祉施設で多く発生しています。

STOP！転倒災害

3つの転倒予防

転倒による労働災害は最も多く、全体の約25%
転倒によるケガの約6割が休業1か月以上のケガです！！

- 作業場所の整理整頓
- 作業場所の清掃
- 毎日の運動

- 通路、階段、出口に物を放置していませんか
- 床の水たまりや水、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか
- 通路や階段を安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか
- 靴は、すばりにくくちょうど良いサイズのものを選んでいませんか
- 転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか
- 段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識をつけていますか
- ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか
- ストレッチや転倒予防のための運動を取り入れていますか
- 転倒を予防するための教育を行っていますか



詳細はこちらに



詳細はこちらに

4 令和5年「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」

～暑さ指数（WBGT）の把握、労働衛生教育の実施、発症時・緊急時の措置を徹底～

キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと

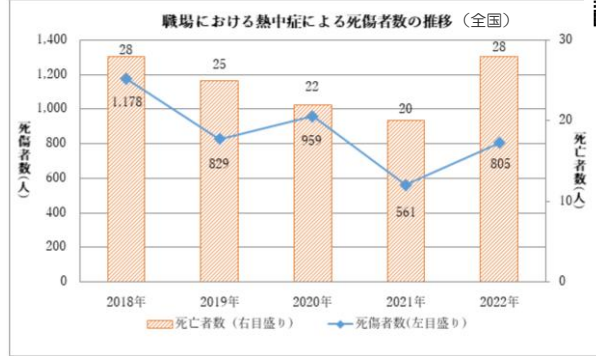
STEP 1 暑さ指数の把握と評価

☐ JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数（環境省）を参考とすることも有効

STEP 2 測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

☐ 暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
☐ 休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
☐ 服装	準備期間に検討した服装を着用
☐ 作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
☐ 暑熱順化への対応	7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 ※新規入職者や休み明け労働者に注意
☐ 水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取
☐ ブレクラリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
☐ 健康診断結果に基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑧下痢
☐ 日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
☐ 作業中の労働者の健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、労働者にお互いの健康状態を留意するよう指導
☐ 異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請）などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

詳細はこちらに →



13次防期間中の5年間の職場における熱中症の発生状況をみると、休業4日以上死傷者数は、敦賀管内で9件となっています。業種別にみると、建設業が4件、警備業2件となっており、全体の約7割がこれら2つの業種で発生しています。

暑さ対策には、水分・塩分の適切な摂取が必要ですが、摂取しない傾向がある作業者の有無を把握して、適切な摂取を呼びかけましょう。

5 テールゲートリフターの省令改正が行われました。

改正のポイント

- ①昇降設備や保護帽の着用義務化となる対象車両は、最大積載量2トン以上に拡大（令和5年10月1日施行）
- ②荷役作業を伴うテールゲートリフターの特別教育が義務化（令和6年2月1日施行）
- ③運転者が運転位置を離れるときの原動機の停止義務等について、適用を除外（令和5年10月1日施行）



テールゲートリフターの例



6 自動車運転者改善基準告示が改正されました。

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（改善基準告示）は令和4年12月23日に改正され、令和6年4月1日から適用されます。

※以下はトラックの例です（一部抜粋）



令和6年4月より適用予定です。

1年、1か月の拘束時間	1年：3,300時間以内 1か月：284時間以内	【例外】労働定数により、次のとおり延長可（①②を満たす必要あり） 1年：3,400時間以内 1か月：310時間以内（年6か月まで） ① 284時間を超えて288時間以内 ② 1か月間の時間外・休日労働時間が100時間未満となるよう努める
1日の拘束時間	13時間以内（上限15時間、14時間を超えて2回までが目安）	【例外】荷役を伴う長距離貨物運送の場合 ^{※1} 、16時間まで延長可（2回まで）
1日の休息時間	継続11時間以上与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない	【例外】荷役を伴う長距離貨物運送の場合 ^{※1} 、継続8時間以上（2回まで） 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える
運転時間	2日平均1日：9時間以内 2週平均1週：44時間以内	
連続運転時間	4時間以内 運転の中断時には、原則として休憩を与える（1回のおおむね連続10分以上、合計30分以上） 10分未満の運転の中断は、3回以上連続しない	【例外】SA・PA等に駐車できないことにより、やむを得ず4時間を超える場合、4時間30分まで延長可

改善基準告示が改正されます！

1日中の運転時間	1か月の拘束時間	1日の休息時間
3,516時間	3,300時間	継続11時間
3,300時間	284時間	継続8時間
3,400時間	310時間	継続11時間

改善基準告示が改正されます！

1日中の運転時間	1か月の拘束時間	1日の休息時間
3,380時間	281時間	継続8時間
3,300時間	281時間	継続11時間
3,400時間	288時間	継続11時間

改善基準告示が改正されます！

1日中の運転時間	1か月の拘束時間	1日の休息時間
2,990時間	288時間	継続11時間
2,880時間	288時間	継続9時間

荷主・元請運送事業者の皆様へ

自動車運転者の長時間労働の要因の中には取引慣行によるものもあり、荷主等の事業者の協力が必要となります。

STOP! 長時間の荷待ち

恒常的な荷待ち時間の削減にご協力をお願いします。

7 労働保険の年度更新が近づいています

令和5年度労働保険の年度更新期間は6月1日（木）～7月10日（月）です。※年度更新の申告書は、管轄の都道府県労働局や労働基準監督署への郵送、または「電子申請」でも受け付けています。お忘れなくお願いします。

安心して働きたい！

労働保険の年度更新

6.1日～7.10日